



訪問買い取りの注意点～ルールを知って、トラブルを未然に回避!～

「不用品を買い取る」という電話に関する相談が多く寄せられています。訪問買い取りのルールを知って、トラブルにあわないように注意しましょう。

事例

「不用品を何でも買い取る」と女性から電話がかかってきた。訪ねて来たのは男性で、用意していた品物を見ようとせず、「貴金属はありませんか」としつこく言われ、怖かったので使っていないネックレスを見せると、「1000円で買い取る」と一方的に言われた。思い出の品だったので売りたいはなかったが、怖くて断れなかった。



買い取り業者に対する主な規制

- 事前の約束がない突然の訪問勧誘の禁止。
- 勧誘に先立ち、事業者の名称、買い取る品物の種類、勧誘の目的を明示しなければならない。
- 事前の約束とは違う品物の買い取り勧誘の禁止。
- 消費者に断られた場合、しつこく勧誘を継続して居座ることや、日を改めた勧誘の禁止。
- 契約時には、「日付」「事業者の名称・住所・電話番号・担当者氏名」「品物の種類・特徴・購入価格」「引き渡しの拒絶」「クーリング・オフ」などを記載した書面を交付しなければならない。

アドバイス

- (1) 貴金属やブランド品などをむやみに見せず、依頼していない品物の買い取りを要求された場合は、きっぱりと断りましょう。
- (2) 事前の約束がない勧誘は禁止されています。突然、業者が自宅を訪問してきた場合は、インターフォンやドア越しに断りましょう。
- (3) 断っているのに業者が帰らない場合は、最寄りの交番などに連絡しましょう。
- (4) 買い取り契約をする場合は、必ず、契約書面の交付を受けましょう。
- (5) 契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフができます。期間中は、品物の引き渡しを拒絶できるので、品物を手元に置いて、本当に売ってもよいか、よく考えることもトラブル防止の方法です。

架空請求・ワンクリック請求はとにかく無視!

心理的不安をおおって連絡をさせ、個人情報を手に入れようとしています。
絶対に事業者には連絡をしないでください!

